

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた対応について

(1) 事業者の資金繰り支援について

- 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者等への支援については、3月6日に麻生財務大臣兼金融担当大臣から、4月8日には、総理から、金融機関に対し、新規融資の実行や既往債務の返済猶予等について、顧客に寄り添って迅速かつ柔軟な対応を徹底するよう、要請しているところ。
- 各金融機関においては、こうした要請も踏まえ、事業者支援に積極的に取り組んでいただいていると承知しているが、8都道府県で引き続き緊急事態宣言が発令中であるなど、新型コロナウイルス感染症について予断を許さない状況が続く中で、また、今後、経済活動の本格的な回復をしっかりと進めていくためにも、引き続き、事業者支援を徹底していただくよう、改めてお願いしたい。

(2) 日本政策金融公庫等との連携について

- 4月21日に、日本政策金融公庫・沖縄振興開発金融公庫への融資申込が急増している状況を踏まえ、中小企業庁及び財務省から両公庫に対し、民間金融機関によるつなぎ融資の積極的な活用について要請を行い、併せて、金融庁から民間金融機関に対して、両公庫の各支店と緊密に連携を図り、つなぎ融資等を積極的に実施するよう、要請した。

(参考) 金融機関に対する要請事項

- ・ 日本政策金融公庫等は、その融資が実施されるまでの間のつなぎとして民間金融機関が実施した融資について、事業者と民間金融機関が日本政策金融公庫等への借換えを希望した場合、可能な限り借換えに応じることとしている。これを踏まえ、民間金融機関として、つなぎ融資等の事業者への資金繰り支援を積極的に実施すること

- ・ 上記の資金繰り支援の取組みが円滑に進むよう、民間金融機関は、日本政策金融公庫等と民間金融機関のこれまでの連携事例等も参考にしつつ、各地域において、日本政策金融公庫等の各支店と、融資実行等について密接に連携を図ること

- これらの要請を踏まえ、両公庫においては、それぞれの地域において、つなぎ融資を含む連携の具体的な方法・目線等について民間金融機関に説明するなどの対応を進めているものと承知しているが、一部地域では、こうした点についての両者のコミュニケーションが必ずしも十分でないとの声もあると承知している。

民間金融機関としても、連携の具体的な方法・目線等について確認すべき点がある場合には、積極的に各地域の公庫の担当者にアプローチし、連携を一層密にさせていただくよう、お願いしたい。また、連携に当たって課題がある場合には、金融庁にも積極的にご相談いただきたい。

(3) 民間金融機関における実質無利子・無担保融資について

- 4月27日に、民間金融機関における実質無利子・無担保の融資制度が円滑かつ迅速に実施されるよう、金融庁と中小企業庁の連名で、同制度の実施に向け、地方自治体や保証協会と協議して「金融機関ワンストップ手続き」を推進すること、連休中も必要な店舗を開いて融資相談に応じることなどを要請させていただいた。

(参考) 主な要請事項

- ・ 顧客による市区町村への認定申請や信用保証協会への保証申込みに際して、金融機関が必要書類の事前確認や代理申請を行うなど、地方公共団体・信用保証協会との協議に基づき、認定・申込手続きの一元化・迅速化を進めること（金融機関ワンストップ手続きの推進）
- ・ 5月2日から6日の連休やその前後において、必要な店舗を開いて融資相談に応じることなど、必要な態勢整備を行うこと
- 各金融機関、地方公共団体、信用保証協会が連携し、全47都道府県において、5月1日から制度が開始されたほか、各金融機関においても、

これに併せ、連休中を含めて、事業者からの相談・申込に応じていただいたものと承知しており、感謝申し上げたい。

- 金融機関が必要書類の事前確認や市区町村・信用保証協会への代理申請を行うなど、認定・申込手続きの一元化・迅速化を進める「金融機関ワンストップ手続き」についても、取組みが進みつつあると認識しているが、他方、
 - ・ 顧客事業者からの要望に応じ、金融機関が代理申請等を行うこととしており、代理申請等を原則化するに至っていない（引き続き市区町村等との調整中となっている）地域も見られる

ものと承知しており、引き続き保証協会・市区町村等と緊密に連携を図りつつ、調整等で課題がある場合には、金融庁にも積極的にご相談いただきたい。

- また、金融機関としても、同制度融資についての迅速な手続き実施を徹底するよう、改めてお願いしたい。この制度融資の運営には国費が投入され、1週間から10日で融資実行されるものとして理解されている。特に、信用保証協会から保証承諾の一報を受け次第、速やかに顧客に対してその旨連絡するとともに、それ以降原則一両日中に契約・融資実行を行うことは可能であると承知しており、顧客が別段の希望を有する場合を除き、こうした迅速な契約・融資実行を行うよう、徹底していただきたい。この際、顧客のニーズによらない銀行の事務手続きにより融資実行が滞留することのないよう留意していただきたい。

なお、金融機関ワンストップ手続きや融資の実行状況については、特別ヒアリングにおいて確認することとしている。

- 加えて、本「実質無利子・無担保」の融資制度については、債務超過等の一定の場合を除き、経営者保証は徴求することが出来ないこととされている。金融機関においては、制度要綱等におけるこうした規程を遵守し、的確に業務遂行を行うよう、改めて現場を含め徹底をお願いしたい。

(4) 事業者のニーズに沿った支援について

- 深刻な状況にある地域経済を支えるためには、事業者に対して、既存顧客のみならず新規顧客も含めて、新規融資等を通じて、積極的な資金繰り支援を行っていただくことが重要であると考えられる。各金融機関には、多くの事業者から相談が寄せられていると承知しているが、これまで取引の無い事業者からの相談にも丁寧に応じていただき、円滑な資金供給を確保する観点から、事業者の意向を踏まえ、適切に対応いただくようお願いしたい。
- なお、既に取り引のある事業者から相談を受けた場合には、他の民間金融機関に誘導せず、まず自金庫において、事業者からの相談に丁寧に応じるようお願いしたい。
- また、事業者が将来を展望した経営計画を立てづらい状況下において、自金庫の融資拡大のみを考え、例えば、不適切なノルマの設定等を含め、他の民間金融機関の取引先に対して、ニーズに基づかないプッシュ型の借換融資や新規融資についての営業をすること等により、事業者に混乱を生じさせ、結果的に事業者への円滑な資金供給に支障が生じることのないようご留意いただきたい。
- 感染拡大の影響を乗り越えようとする地域経済にとっては、今が正念場であり、金融機関は事業者支援の取組みの真価を問われる局面にある。各金融機関におかれては事業者が真に必要とする支援を行うことにより、当面の事業継続を支えつつ、中長期的な地域経済の発展を実現していくことが期待されているということを十分に踏まえて対応いただくよう、改めてお願いする。

(5) 家賃の支払いに係る事業者等の資金繰りの支援について

- 5月8日に、入居者・テナントである中小事業者・個人の家賃支払いや、ホテル、レジャー施設、簡易宿所、民泊施設、テナントビル等のオーナー等の不動産関連事業者の資金繰りが深刻な課題となっているこ

とを踏まえ、家賃の支払いに係る事業者の資金繰り支援等について要請させていただいた。

(参考) 主な要請事項

- ・ 家賃支払いが深刻な課題となっている中小事業者・個人に対する、実質無利子・保証料免除の制度融資等の新規融資・つなぎ融資や、条件変更等の迅速・柔軟な実施
 - ・ オーナー等に対する新規融資・つなぎ融資や条件変更等の迅速・柔軟な実施
 - ・ 特に、オーナー等が例えば一定期間の家賃の減免・猶予等を行っている場合の迅速・柔軟な条件変更等の徹底
- 金融機関においては、家賃支払いが深刻な課題となっている中小事業者・個人に対して、今回導入された実質無利子・保証料免除の制度融資等の新規融資・つなぎ融資や、既往債務についての元本・金利を含めた減免・返済猶予等（元本据置き・返済期限の延長等）の条件変更等を迅速かつ柔軟に実施していくことが重要である。
- 各金融機関におかれては、テナントやオーナーから資金繰りに関する相談を受けた場合には、家賃の支払い負担の状況も勘案し、積極的に新規融資や条件変更等に取り組んでいただきたい。
- また、本要請に基づき、順次、金融機関における取組みの推進状況を特別ヒアリングにより確認することとしており、既に一部の金融機関と、テナントに対する新規融資やオーナーへの条件変更等への取組状況について、やりとりをしているところであるが、ご対応よろしく願いしたい。

(6) 特別定額給付金の円滑な支給について

- 5月12日に、補正予算の成立を受けて各地方公共団体において実施されている「特別定額給付金事業」の支給事業について、全世帯へ迅速に支給するという制度趣旨を踏まえ、総務省から都道府県等に対し、振

込口座の事前照会を省略することが可能である旨の通知が行われている。

- 各金融機関におかれては、引き続き、各地方公共団体の意向に沿って、事前照会を省略するなどの柔軟な対応を行うほか、事前照会を行う場合には、指定金融機関からの口座照会に対し、可能な限り速やかに回答いただくよう、お願いしたい。

(7) 地域経済活性化支援機構の活用等による資本性資金の供給について

- 中小・小規模事業者においては、人件費や家賃などの固定費の支払いが続く一方で、売上が上がらず、結果として財務内容が徐々に悪化し、資本が不十分になるところが増えてくることが懸念される。
- こうした状況においては、資本性資金の必要性も今後高まってくると考えられるところ、地域経済活性化支援機構においては、ファンドによる資本性資金の供給等により、地域の中核企業の経営基盤の支援を行うべく、検討を進めている。
- また、補正予算において、日本政策投資銀行の特定投資業務に追加出資を計上しており、中小企業に対しても、地域金融機関との共同ファンド等を通じて、地域の新事業開拓や異業種連携等を支援することとしている。
- 各金融機関におかれては、事業者のニーズを的確に把握した上で、必要に応じて地域経済活性化支援機構や政府系金融機関とも連携しつつ、事業者のニーズに適った支援に積極的に取り組んでいただきたい。

(8) 貸付条件の変更等の状況の公表について

- 金融機関における貸付条件の変更等の状況については、4月30日及び5月15日に結果を取りまとめ・公表した。3月末の条件変更等の実行率は、債務者が中小企業者である場合において、信用金庫で99.8%となっており、条件変更に積極的に応じていただいているものと承知しているが、金融庁としては、4月以降の状況についても、しっかりと

フォローしていきたいと考えており、各金融機関においては、引き続き、柔軟な条件変更等の適切な対応を行うよう改めてお願いしたい。

(9) 住宅ローン等に係る条件変更

○ 住宅ローンについては、これまで、顧客のニーズを十分に踏まえた条件変更等について、迅速かつ柔軟に対応するよう要請してきたところ。

○ 3月末の住宅ローンに係る条件変更の実行率は94.7%（銀行）、98.1%（協同組織金融機関）となっているほか、

- ・ 住宅ローンについて相談があった場合には、審査を行わずに最長1年の元金据置き等の条件変更に応じることとしている

といった好事例も見られるなど、要請を踏まえ、金融機関において、条件変更に積極的に対応していただいているものと承知している。

○ 6月のボーナス支給時期を迎えるに当たり、住宅ローンのボーナス払いを設定している顧客からの返済猶予の相談が寄せられることが見込まれる。これに対しては、上記好事例で見られるように、顧客のニーズに応じた条件変更の速やかな実施や、条件変更時の手数料の無料化といった支援を積極的に行っていただくよう、改めてお願いしたい。

また、条件変更等に当たっては、顧客のニーズを十分に踏まえ、具体的に考えられる条件変更等の内容を金融機関側から提案するなど、積極的な対応をお願いしたい。

○ さらに、こうした時期を迎え、顧客からの条件変更の相談が増えることが想定されるため、既に対応している金融機関もあるが、顧客が相談しやすいよう、住宅ローンに係る専用ダイヤルや休日を含めた相談窓口（住宅ローンプラザ等）の積極的な周知にも取り組んでいただくよう、お願いしたい。

○ 上記に加え、その他の個人ローン（教育ローン、マイカーローン、リフォームローン等）についても、積極的に相談対応を行い、顧客のニーズを十分に踏まえた条件変更をお願いしたい。

(10) 金融庁・財務局に寄せられた苦情・意見について

- 金融庁や財務局に設置された、新型コロナウイルスに関する専用相談窓口には、引き続き事業者等から様々なご意見・苦情等が寄せられている。
- いくつか紹介させていただくと、例えば、
 - ・ 事業者が金融機関に、返済猶予・期限延長等の条件変更ができないか相談したところ、金融機関からは、「政府からリスクの基準が示されていないので、判断できない」と言われた
 - ・ 新規融資の申込みを行ったところ、金融機関からは、保証協会が謝絶しているとの理由で断られたが、事業者が直接保証協会に確認すると、そのような話は来ていない（謝絶した事実はない）とのことだった
 - ・ 制度融資を活用した実質無利子・無担保の融資を申し込んだところ、既往債務がリスク中であることを理由として、保証協会に相談することもせずに、同融資の利用を謝絶された
 - ・ 従来から取引のあるメインバンクに、感染症の影響を踏まえて、新規融資が出来ないか相談したところ「他行に相談して欲しい」と言われた
 - ・ 個人が住宅ローンについての条件変更を金融機関に相談したところ、新型コロナ感染症の終息後の詳細な支払い計画の提出を求められた

といった声が寄せられている。

- 苦情案件については、引き続き事実関係をよく確認させていただくことになる。金融機関におかれては、顧客に寄り添って丁寧に対応することを現場も含めて徹底するよう、改めてお願いしたい。

(11) 書面・押印等の制度・慣行の見直しについて

- 先般、総理指示を踏まえ、内閣府規制改革推進室から、経済4団体（日本経済団体連合会、経済同友会、日本商工会議所、新経済連盟）に対して、「新型コロナウイルス感染症対応としての書面・押印・対面手続きの見直し」に関する要望を募り、各省庁に対して要望事項に回答するよう指示があったところ。
- 今後、金融庁としては、政府全体の方針を踏まえ、金融機関から行政に提出される申請・届出等について、当面、eメールを含むオンラインでの受付や押印の省略等を行うこととしたい。また、緊急的な対応にとどまらず、制度的にも申請・届出等のオンライン化が可能となるよう対応を行うとともに、押印廃止に向けた検討を進めていくこととしている。
- 金融業界を含む民間の取引における、書面・押印等の商慣行についても、可能なものから速やかに取組みを進めていただきたいと考えている。その際、見直しを行う上で課題となるものについては、金融庁と金融業界において検討会を立ち上げ、課題解決に向けた議論をしていきたいと考えている。
- 貴協会にも、是非ともご参画いただきたいと考えている。詳細については、追って連絡させていただくので、是非とも、前向きに、ご検討いただきたい。

(12) コロナに乗じた犯罪に係る注意喚起

- 新型コロナウイルス感染症拡大や特別定額給付金に乗じた振り込め詐欺事案が発生していることを踏まえ、金融庁としてはこうした被害を防止するため、関係省庁と連携し、最新の手口も踏まえた啓発や注意喚起を行っているところ。
- また、新型コロナウイルス感染症に便乗して、SNS等において「個人間融資」や「給与の買取り」をうたって、違法な貸付けが行われる懸念や、政府系金融機関や民間金融機関による新型コロナウイルス対策融資のあっせん等をうたって、高額な手数料を要求する事案も発生して

いるとの指摘があることから、金融庁においては、新型コロナウイルス感染症に便乗した違法な貸付け等について、金融庁ウェブサイトや SNS 等を通じた広く一般への注意喚起を行っているところ。

- 特別定額給付金の支給等に当たっては金融機関にもご協力いただいているが、新型コロナウイルスの影響を受ける国民がこうした犯罪被害に遭うことのないよう、引き続き、振り込め詐欺等の被害防止に向けた対応に取り組んでいただきたい。

(以 上)